

ビル・マンションなど管理者の皆さまへ ウミネコの被害防止に ご協力ください

近年、日本橋地域を中心として、ウミネコの被害が広がっています。
毎年4月～8月の繁殖期になると群れて飛来し、ビルの屋上などに巣を作り、産卵、繁殖して周辺に被害を及ぼします。

具体的な被害

- ・一晩中鳴き声が響き、眠れない。
- ・フンが落ちてきて道路などが汚れる。
- ・フンや羽などで洗濯物が汚れてしまい干せない。

ウミネコは「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」により保護されているため、むやみな捕獲や、卵の採取が禁止されています。そのため、巣が作られる前の対策が重要です。

環境課生活環境係

☎(3546)5403



詳しくは区へ



▲ウミネコ飛来の様子

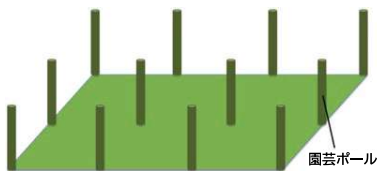


▲ウミネコ(成鳥)

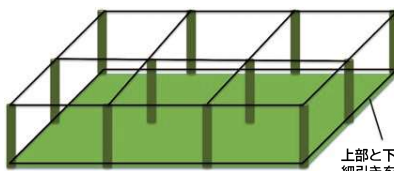


▲ウミネコの巣・卵

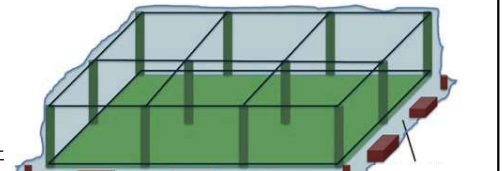
簡易的な防除網の設置方法



①防除網を設置したい箇所に園芸ポールなどを立てる。園芸ポールはブロックなどを用いて固定する。



②園芸ポールの上部と下部にそれぞれ細い糸またはワイヤーをかける。



③園芸ポールにかけたひもまたはワイヤーの上から防除網をかぶせ、結束バンドなどで固定する。

出典：東京都環境局自然環境部計画課

駐輪場の定期利用申請を開始します

4月1日からの定期利用に関する受け付けを行います。現在、定期利用をしている方も申請が必要です。

申込開始日

3月1日(土)～

受付場所、受付時間などは区へをご覧ください。

- ①区内在住で、駐輪場ごとに指定した利用駅から自宅までおおむね300メートル以上離れており、通勤・通学などで利用する方
- ・区外在住で、区外の駅から駐輪場ごとに指定した利用駅で下車し、駅からおおむね300メートル以上離れた区内の事業所、学校に通勤・通学している方

費用表のとおり

- ◎定期利用は月額制のみです。
- ◎障害者手帳の交付を受けているなどの場合には利用料の減免があります。

別表

		1カ月	3カ月	6カ月	12カ月
区民	一般	1,500円	4,000円	8,000円	16,000円
	学生	1,000円	2,500円	5,000円	10,000円
区民以外		2,000円	5,500円	11,000円	22,000円

◎2カ月分以上の利用は、年度内に限ります。

◎学生で利用する場合、申請の際に学生証などの提示が必要です。

- ◎一部の駐輪場は時間単位での「一時利用」ができます。

利用上の注意

- ◎登録は1人につき1台1駐輪場に限りです。
- ◎自宅の駐輪場代わりとしては、利用できません。
- ◎法人および業務による利用はできません。
- ◎走行切り替え可能な車種を含むモペットおよび電動キックボードなどの駐輪はできません。

せん。

- ◎一部駐輪場の定期更新機では、新紙幣の使用ができません。

- ①利用申請書(区)でダウンロード/受付場所へ配布)に必要な事項を記載の上、受付場所へ直接提出する(先着順)。

- ◎郵送の受け付けは行いません。

交通課交通施設係

☎(3546)5443

詳しくは

区へ



パブリックコメント意見募集

令和7年度中央区食品衛生監視指導計画

食品衛生法に基づき、毎年度「食品衛生監視指導計画」を定め、飲食店などの食品関係施設の監視指導、食品の検査、食品衛生講習会などを効果的かつ効率的に実施しています。

この度、令和7年度の計画案をまとめましたので、ご意見を募集します。

意見の募集・計画案の閲覧期間

2月7日(金)～28日(金)

閲覧場所

中央区保健所、各保健センター、区役所1階まごころステーション、地下1階情報公開コーナー、各特別出張所 など

◎区でも閲覧できます。

意見の提出方法

住所、氏名(団体の場合は団体名と代表者名)、年齢、電話番号を明記の上、意見の提出先に持参するか、郵送、FAX、Eメールまたは区のパブリックコメント(区民意見提出手続き)からお寄せください。

問い合わせ先・意見の提出先

中央区保健所生活衛生課食品衛生担当

〒104-0044

明石町12-1

☎(3541)5939

☎(3546)9554

✉shkanshi@city.chuo.lg.jp

詳しくは

区へ

